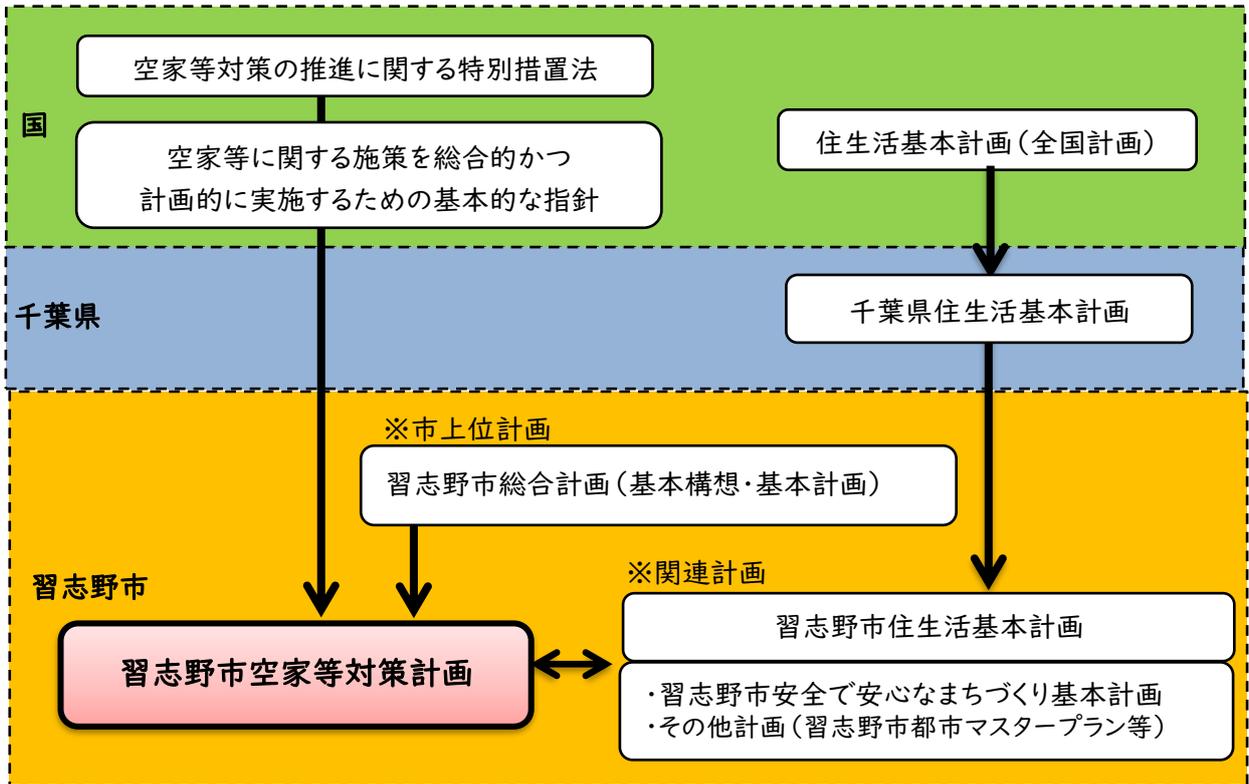


# 習志野市空家等対策計画（第3期）概要版

## 1. 計画の位置付け

本計画は、空家法第7条の規定に基づき策定するものです。

また、本市の「習志野市総合計画（基本構想・基本計画）」及び「習志野市住生活基本計画」に即して策定するとともに、各種計画と連携・整合を図り、計画を推進していきます。



## 2. 計画期間

住宅施策に係る習志野市住生活基本計画と合わせ、計画期間を令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とし、策定から概ね5年後の状況を基に中間評価を行い、必要に応じて修正を行います。ただし、社会情勢の変化や国・県の動向、上位計画の改定等により、適宜見直しを行うものとします。



令和8(2026)年4月

令和13(2031)年4月

令和18(2036)年3月

### 3. 基本方針

本計画では、前計画の方針を基本的に踏襲し、建物の状態を「空家等になる前」「適正管理されている空家等」「管理不全の空家等」の三段階に分類し、各段階に応じた基本方針に基づき空家等対策を講じるものとします。

#### 建物の状態

空家等になる前

#### 基本方針Ⅰ

良好な環境で快適に暮らせるまちを実現するため  
「発生抑制・適正管理」を促進します

空家法第5条が示すように、空家等の適切な管理は所有者等の責務です。しかしながら、少子高齢化や対応策についての情報不足、経済的な事情等から今後も空家等の増加により、周辺への悪影響など多くの問題を生み出すことが予想されます。誰もが快適に暮らせるまちを目指すため、空家等に対する意識啓発を図り、新たな空家等の発生をできるだけ抑制するとともに適切な管理を促すなど、所有者等の自主的な適正管理を促進します。

適正管理されている空家等

#### 基本方針Ⅱ

活気のあるまちを実現するため  
「流通・利活用」を促進します

空家等は適切な管理がなされないまま放置されれば地域に悪影響を及ぼしますが、利用可能な空家等は利活用することができれば、地域コミュニティの拡大や住環境の向上など地域活性化につながることを期待されます。また、除却後の跡地については新しく建物を建てるためだけでなく、駐車場やオープンスペース等の土地としても利活用が期待できます。活気のあるまちを目指すため、中古住宅としての市場流通の促進やリフォーム・修繕等、所有者等の意向を把握した中で、関係団体等と連携し空家等の流通・利活用を促進します。

管理不全の空家等

#### 基本方針Ⅲ

安全・安心に暮らせるまちを実現するため  
「管理不全状態の解消」を推進します

適切な管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観等において、地域住民の生活環境等に悪影響を及ぼすおそれがあります。地域住民が安全で安心して暮らせるまちを目指すため、空家等の所有者等に対しての情報提供や解消に向けた指導、特定空家等及び管理不全空家等に対して必要な措置を講じるなど、問題解決に向けた取り組みを推進します。

#### 4. 目標値

計画期間(令和 8(2026)年度～令和 17(2035)年度)における進捗や達成度を示すための目標値を設定し、計画を推進していきます。

##### 基本方針Ⅰ「発生抑制・適正管理」

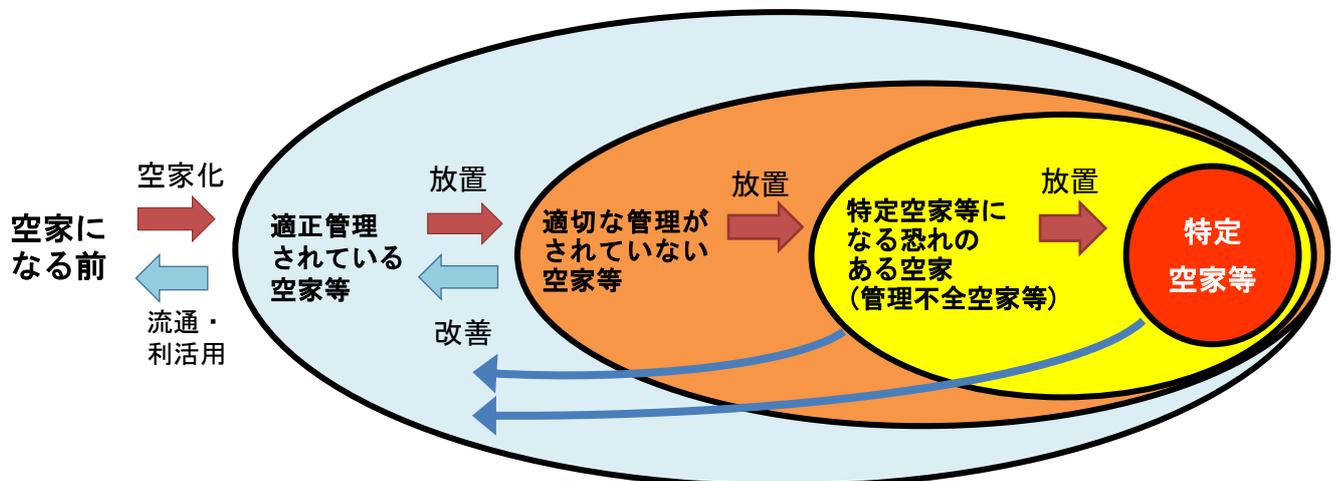
成果指標	令和 6 年度(基準値)	令和 17 年度(目標値)	目標設定
空家に関する申し出戸数	102 戸	70 戸以下	30%減少
基準値・目標値設定の考え方			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値:空家等の管理についての申し出があった戸数(策定前年度)。</li> <li>・目標値:空家の発生抑制・適正管理を促し、申し出戸数 30%減少を目標とする。</li> </ul>			

##### 基本方針Ⅱ「流通・利活用」

成果指標	令和 7 年度(基準値)	令和 17 年度(目標値)	目標設定
利活用可能な空家の戸数	200 戸	140 戸以下	30%減少
基準値・目標値設定の考え方			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値:空家等実態調査で総合判定がCまたはDと判定された戸数。</li> <li>・目標値:比較的状态が良いと考えられる空家について、流通・利活用により 30%の減少を目標とする。</li> </ul>			

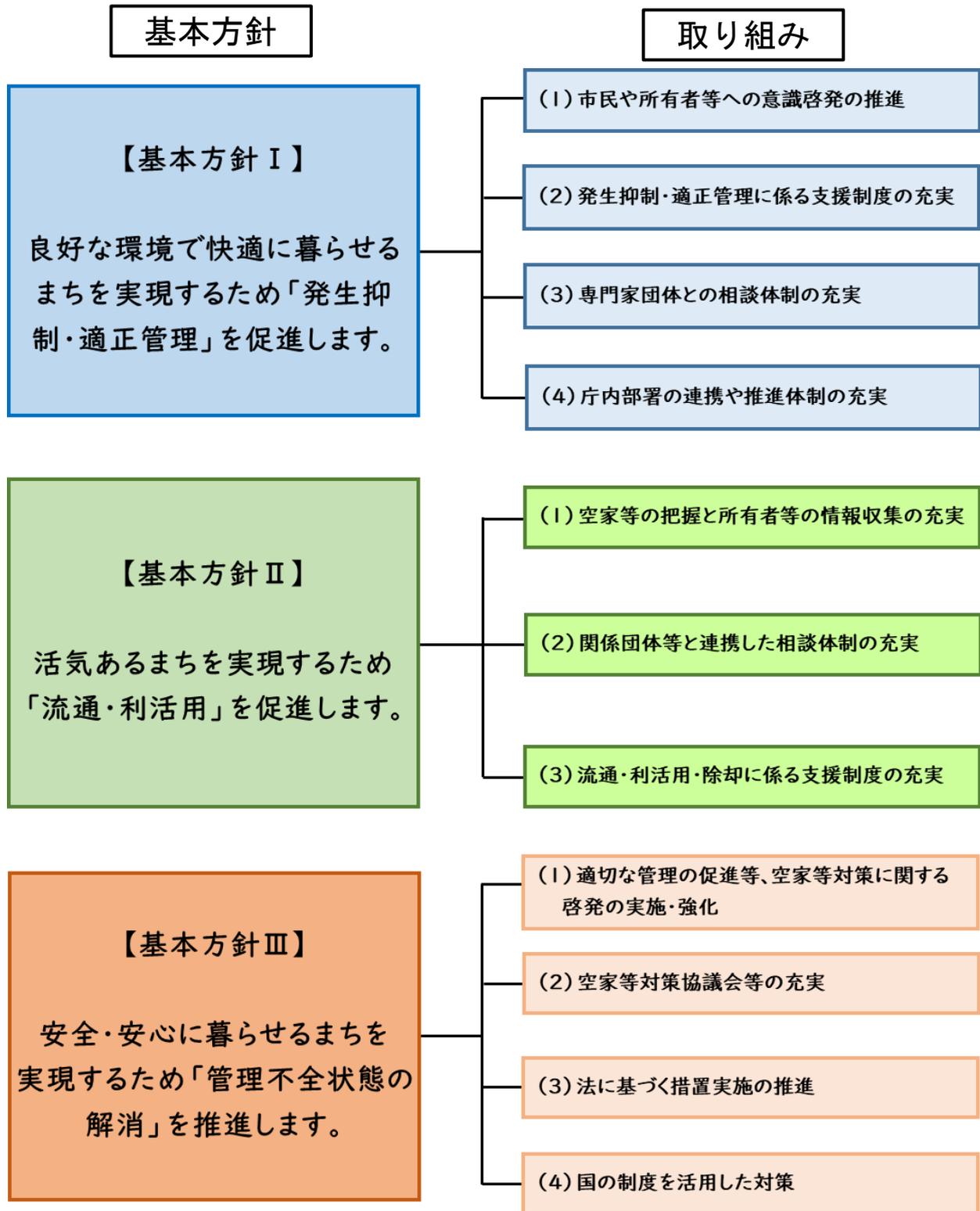
##### 基本方針Ⅲ「管理不全状態の解消」

成果指標	令和 7 年度(基準値)	令和 17 年度(目標値)	目標設定
危険度・影響度の高い空家等の戸数	81 戸	57 戸以下	30%減少
基準値・目標値設定の考え方			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値:空家等実態調査で総合判定がAまたはBと判定された戸数。</li> <li>・目標値:周辺環境に悪影響を及ぼしている空家について、30%の減少を目標とする。</li> </ul>			



一般的な空家等の流れ

## 5. 基本方針に基づく取り組み



習志野市空家等対策計画(第3期)概要版

発行年月:令和8年3月

発行:習志野市

編集:協働経済部防犯安全課(令和8年4月:くらし安全課)

所在地:〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-451-1151(代表)

ホームページ:<https://www.city.narashino.lg.jp/>